

当事者相談 ピア・サポート その1

【相談事項】

相談事例 労災・遺族年金に関するサポート
サポート者 事務局長 織田 晋平

福脊連ホームページを見られたA県の方より、労災・遺族年金に関する相談です。とても一度の返信（サポート）ですむ相談内容ではなく、折り返し何度ものサポートし、また、相談者が主体的に実行された事例をご紹介します。

<相談 1>

ネットで労災遺族年金のことを調べていて福岡県脊髄損傷者連合会のことを知りました。何かよいアドバイスをいただければと思いメールしました。

父が労災の脊髄損傷者で、父は昭和2×年に仕事中にトラック事故に遭い、長い間闘病し、昨年〇〇月に7×歳で他界しました。比較的安定した状態になったとのことで障害年金に切り替え、自宅介護で給付を受けていました。昨年3月に吐血し救急車で運ばれ、2ヶ月ICUにおり、直接の死因は間質性肺炎との診断があり、その旨で監督署に申請書類を出しました。先日給付が受けられないとの連絡が来たのですが、遺族としてはやはり納得がいかず、何か手立てがないかと思っているのですが、何の知識もなくいったい何をどうすればいいのか、途方に促されています。もっと父の障害に関心を持ち、考えてあげていればと悔やまれるばかりです。

お忙しい中大変申し訳ありません。連合会様や会員様のご経験や知識等、何か教えていただければ幸いに思います。よろしく願いいたします。

<サポート 1 返信者・織田>

氏名・住所・受傷年月日・障害年金に切り替わった年月日や平成1×年度以降の治療経過及び3月の入院後の治療経過（詳しく）と遺族年金手続きに添付した診断書と却下の通知書などを整理して、送ってください。下記の内容では対応しかねます。

また、当会のホームページの「遺族年金手続きの順次について」を一読の上、資料を整理して下さい。今後は、下記アドレス・織田宛てに下さい。

<Re:相談 2>

(織田) 返信します。

(相談者の手紙(下記)に、返答及び注意点を書きこみをしていますの覧下さい。)

(相談者) 早速のご連絡、ありがとうございます。大変お忙しい中申し訳ありません。

「遺族年金手続きの順次について」を拝見しました。読めば読むほど以前から知っていればと悔やまれます。残念ながら父も母も無学でほとんどといっていいほど、管理や自己記録等をしていなかったように思います。かかりつけ医はここ10年ぐらい同じ先生なのですが、頼めばカルテなどをコピーさせてもらえるでしょうか？ 遺族年金の手続きに付けた診断書は封がしてあったのでコピーはとっていませんでした。

(織田) 診断書は確認すべきでした。再発行か、労働基準監督でコピーをもらってください。

(相談者) 救急でお世話になった先生の診断書とかかりつけ医の診断書、計2通を添えて提出しました。

(織田) この2通も拝見しなければなりません。

(相談者) 父は□□□□と言います。生年月日は昭和×年×月×日、住所は○県○市○丁目です。

私はB県○○市に住んでいて、今、A県には母が一人でいます。電話で聞いてみたのですが、昭和○○年○○月○○日、障害年金に切り替わったのは昭和○○年ごろ。

褥瘡の手術は受傷後13回受け、障害年金に切り替え後も1度。国保で受けたとのこと。

(織田) 国保で治療すると、労災のカルテに記録が残りませんので、元気であったことになります。

(相談者) 抗生剤はほぼ毎日使用し、導尿していたのですが2～3ヶ月に1～2度は膀胱炎を起こしていたそうです。C型肝炎のキャリアでした。(判明は15年前くらい) MRSAの保菌者で、ここ何年かはっきりしませんが抗生剤はバクターという膀胱炎用のものしか効かなかったそうです。

(織田) C型肝炎は、受傷時に輸血をしている場合に感染することが多いのです。この場合には業務上として考慮されます。

輸血の有無を確認してください。(カルテに記載されているか)

MRSA保菌者ということですが、これも具体的に感染ルート(経過)を調べてください。MRSAによる間質性肺炎の可能性が大です。これも重要です。

脊髄の損傷部位も関係します。頸損か胸椎の上部(何番か)であれば、呼吸機能(肺機能)に影響があります(二次的障害・併発疾病)で配慮されます。

(相談者) 3月の入院以前に、2月に「気管の炎症」だという診断で2週間ほど入院。その後自宅で鼻に酸素の管をつけ新薬だという抗生剤を服用し、かかりつけ医の往診で療養していましたが、3月20日に吐血し救急で行ったところ間質性肺炎との診断で入院、ステロイド療法・抗生剤の投与を受けました。一般的に風邪といわれている菌の数もMRSA菌の数も一向に減らず、ステロイドも過去の手術等で多量に投与を受けていたためか効果がなく、5月9日に死亡しました。

以上が私のわかる範囲での父の経過です。却下の通知は昨日母の手元に届いているそうです。

(織田) 脚下の通知から60日以内に「再審査請求」を提出しなければなりません。

まず、[「せき髄損傷に併発した疾病の取扱いについて」](#)という[労働基準局通達616号](#)を
ご覧になり、この通達の内容を「医師」に理解をしてもらい、再度「診断書（脊髄損傷と
間質肺炎の因果関係）」を書いてもらうことです。上記した、C型肝炎（輸血していた場合）・
膀胱炎・MRSA等は脊髄損傷に「起因する併発疾病」です。この因果関係を医師が医学
的証明（診断書・所見）をしてくれれば、遺族年金受給の可能性がります。 今後、診
断書はコピーしてください。

（相談者） このような内容ですが何かわかりますでしょうか？ わかりにくい文章で申
し訳ありません。よろしくお願いします。

（返答者・織田） 相談者さんの電話・FAXをお知らせ下さい。通達「併発疾病」通達
をFAXします。

このメールを本部の労災担当者に送信しておきます、直接連絡をとり打ち合わせてく
ださい。勿論、当方もサポートは続けます。遠慮なく「疑問」は送信下さい。本部 担当
者連絡先〇〇。（社）全脊連は各県に支部があります。A県支部長 連絡先〇〇。

お母さんに連絡をとってもらって、支部の労災担当者と会って相談するようにしてくだ
さい。支部には、こちらから連絡をしておきます。担当者と会われるとき、この文書を渡
してください。取り急ぎご連絡まで（後日・A県支部は会員でないので対応しないとの返事
が返ってきた）

< Re.相談者 3 >

返信ありがとうございます。わからないまま手続きをしてしまい、失敗だらけでした。
織田様に何をすればいいのか教えていただき、なんだか元気が出てきました。A県に支部
があるとのこと、明朝母にすぐ連絡します。母もここ数日泣いてばかりでしたが、明日か
らがんばって動いてもらいます！ 診断書のコピーも早速取り寄せたいと思います。

それから電話番号は〇〇〇、FAXも同じです。いろいろとお手数をおかけして申し訳あり
ません。ご厚意に甘え、また何かご迷惑をかけることがあるかもしれません。重ね重ね申
し訳ないのですが、またそのときには教えていただけると幸いです。本当にありがとうご
ざいました。経過はまたご報告させていただきます。

※この間に、意見書作成の経過（具体的なサポート）が、数回あります。が、紙数の関係
で詳細なやり取りは省略しなければなりません。娘さんが、治療経過の調査や医師との面
談を経て医師の所見等を書いてもらい、それを踏まえて、また、意見書の文章上のチェッ
クを数回に渡りサポートし、意見書は出来上がったのです。

< Re : 相談 4 >

返信が遅れまして申し訳ありません。しばらくパソコンを開けておらず、今日、メール
を拝見しました。失礼しました。送信は意見書だけですか？診断書も必要であればコピー

して郵送で送りますので言ってください。

国会議員の方ですが、兄の知り合いのつてがあるとは聞いているのですが、その後どうい話になっているのか私はわからないので、今晚兄に連絡をしてみます。会報への記載のことも聞いてみます。(たぶん反対しないと思いますが念のため。) 返事はまた明日メールさせていただきます。取り急ぎ用件のみで失礼致します。(相談者)

—意見陳述書—

●●● (申請者)

1. 受傷時について

夫(故) □□□□は昭和○○年○○月○○日 トラック運転中高さ4×mの崖下に転落受傷、第○腰椎骨折による脊髄完全損傷、下肢臀部知覚運動完全麻痺になり、○○労災病院に○年○ヶ月入院、その後○○相談所、○○診療所、○○病院、○○労災病院など入退院を繰り返すが完治せず、自宅療養となる。その後も褥瘡、膀胱炎などを繰り返し、手術及び投薬治療を受けている。

2. 昭和60年以降の治療経過について

昭和60年○月 D県○市の○病院にて褥創の手術を受ける
大腿部の筋肉をとり褥瘡の切除部位(臀部)に移植
長時間、輸血量も多かったと記憶 3000cc強?
抗生剤、ステロイド等使用

昭和60年○月頃まで○○病院に通院 しばらく褥瘡再発せず安定

昭和60年ごろ 障害年金に切り替え 以降国保で治療
○○病院、○○内科、○○病院を受診
膀胱炎繰り返し発症

平成○年以降 ○○病院に通院
以後、膀胱炎、内科の治療などで定期的に受診

平成○○年○○月 左坐骨結節部に褥瘡の再発
傷病への切り替えの問い合わせをしたが、治癒したらまた切り替えのため国保での治療を薦められ、結局切り替えず
A県立○○病院 ○○医師執刀で褥瘡の手術
輸血なし このとき術前検査でC型肝炎のキャリアであることが判明

入院時の診断 1) 左坐骨部褥瘡 2) 脊髄損傷 3) 頸椎症 4) 逆流性食道炎 5) 慢性胃炎 6) 排尿障害 7) 便秘症 8) 内痔核 9) 脱肛 10) 眼精疲労 11) 高血圧症 12) C型肝炎

平成〇〇年〇〇月〇〇日 出血性膀胱炎 保存的治療

平成〇〇年〇〇月〇〇日 全抜糸 瘻孔閉鎖 〇〇日退院

平成〇〇年〇月〇日 〇〇医院にてC型肝炎確認 監督署に書面にて提出

平成〇〇年〇月 右臀部褥創再発 〇〇病院を受診したが再発・手術を繰り返している為手術を断られる

〇〇医院にて切開 膿を出すが治癒せず

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇医院にて膿よりMRSAの確認

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇医院にて右臀部坐骨部褥瘡手術 3月瘻孔閉鎖

平成10年〇〇月 咳あり 〇〇医院で風邪薬の処方を受ける

平成10年〇月 ひどい風邪の症状 咳、発熱など
→〇〇医院で投薬、点滴等受ける 改善みられず

平成10年〇月 褥創再発 肛門の真上あたり
〇〇医院でスプレー式薬剤をもらう

平成10年〇月〇〇日 気管支の炎症との診断で入院
抗生剤の投与を受ける

同〇〇日 間質性肺炎との診断

〇月〇日 炎症に改善がみられたとのことで自宅療養を勧められ退院。
(退院翌日 咳、発熱)

〇〇病院からの指示書を〇〇医院に。自宅療養、酸素吸入
抗生剤の効きが悪く、新薬と言われるものを服用
体重減少 咳・発熱収まらず

ほとんど寝たきりで褥瘡範囲が拡大

平成10年0月00日明け方 救急にて搬送 輸血同意書に記入

00病院 ICUに入院 肺の中にたまった血や水などを抜く

入院から数日後 MRSA検出の説明があり、見舞い時の手洗い、白衣の着用を求められる

以前より保菌者だったのではないと言われる

肺線維症、間質性肺炎の急性増悪

ステロイドのパルス療法を試みる旨説明あり

・説明時のメモあり

0月0日 気管切開 人工呼吸器装着の手術受ける

抗生剤、鎮静剤を点滴で投与 ほとんど眠っている状態

パルス療法実施 ステロイド量の減量に伴い悪化

少し期間をおき、2度目のパルス療法を実施 反応悪く効果なし

抗生剤投与 効果なし

入院中、定期的に血液中の菌量をはかる検査あり

MRSA菌、風邪の菌が出ている、減少みられずと医師からの説明有

抗生剤・バンコマイシン投与後もウイルス、MRSA菌の量は減少せずとの説明あり

平成10年0月0日 間質性肺炎の急性増悪で呼吸不全心停止

3. 以上、夫の死亡に至る疾病治療の経緯（概要）ですが、平成10年0月に遺族補償年金支給請求及び葬祭料 支給を請求したところ、大淀労働基準監督署長から平成10年0月1日付で不支給決定の通知を受けましたが、この不支給決定に対して夫の死亡に至る治療経過と下記理由から不服があるので、遺族補償給付及び葬祭料の不支給決定処分を取り消す旨の決定を求めます。

—理由—

神奈川県リハビリテーション病院の水口正人先生の『脊髄損傷者の内科的諸問題』の講演記録 内科合併症の肺炎の項に『もうひとつは多剤耐性菌による肺炎の問題です。多剤耐性菌で代表的なものがMRSAといいまして、メチシリン耐性ブドウ球菌のことです。ブドウ球菌は皮膚やその周辺に存在するばい菌ですが、医療側が強力な抗生剤を使ったために多くの抗生剤に効かない耐性のブドウ球菌が出現しました。これがMRSAです。このM

MRSAによる肺炎になりますと、治療が大変困難になり重症化するわけです。そのMRSAが褥瘡や尿の中に存在する人が脊損の患者さんに多いので肺に自己感染してしまうことがあり、大変問題があります。ほかの人に菌を移すこともあります。MRSAが褥瘡や尿に存在するのは病院で感染することが多く、病院側での対策にも大きな問題があります。・・・以下略』とあります。これはMRSAと脊髄損傷者の因果関係を示唆するものです。

治療の経緯で述べたように、故 □□□□は昭和○○年受傷以降、長年にわたる褥瘡、膀胱炎の治療により多量の抗生剤の投与を受けています。平成10年○月にはMRSAの感染が判明しており、○○医院で検査を受けたところ、効果のある抗生剤は限られていました。また、平成10年○月～平成10年○月の治療においては抗生剤の効果が見られていません。

以上のことは脊髄損傷に併発する褥瘡、膀胱炎の治療の為に長期にわたって抗生剤が多量に使用されたことにより耐性が生じ、易感染状態になりMRSAに感染、それによって風邪が重症化し、MRSA及び風邪のウイルスによる肺炎を併発したことを示しており、このことによって間質の変異が急速に進行、夫 □□□□の主たる死亡原因となっています。

「MRSAは通常の感染防御能力を有する人には無害であるが、(中略)

易感染状態の患者のMRSA感染症に対して抗菌化学療法を実施する際に各種の抗菌薬に抵抗性を示すため、治療が難渋し重症化する事例が多い」～感染症発生動向調査週報2002年18週号～とされ、院内感染が問題となっている菌です。一般に外科系の疾患を有する患者や免疫低下状態の患者で感染症を起こしやすいことは医学的に認められています。また、間質性肺炎は難病指定の病気で発症原因として様々な要因が挙げられ、その原因を特定することは難しいとされていますが、□□□□の場合、脊髄損傷及びその併発疾病の治療のために使用した多種多様な薬剤の併用の影響がその一因として考えられるということも申し上げたく存じます。また、褥瘡手術の際複数回輸血を受けており、死亡時すでにC型肝炎にも感染していたことも申し添えます。

以上は先に引用した水口先生の講演にもあるように、脊髄損傷になっていなければ起こりえなかったことであり、夫 □□□□は業務上における脊髄損傷を源疾患として、MRSAに感染・発症したことが原因となり死亡に至ったものであると意見します。

<サポート 返信者・織田>

ありがとうございます。提出できて本当によかったです。でも、これからが本当の闘いです。

お兄さん方で国会議員に依頼されたとのことですが、差し支えなければ、議員さんのお名前をお知らせ頂ければ、こちらからもお願いできることもあります。(こちらでルートがある議員であれば、こちらからも説得します) 議員さんの理解が、「遺族年金支給の対象であるとの認識」に立てるか、どうか「分岐点」です。あらゆる角度から攻めなければな

りません。

また、同議員さんが「社会労働委員会の委員」であるか、どうかも調べられます。そうであれば、理解も早いと思います。

お母さんの呼び出しは、労働局が事情聴取をするためと思いますが、E県まで出かけることができない場合は、労働局の方から来ると思います。その旨（こちらからは身体的に無理である等）、依頼すればいいと思います。また、お母さんが聴取にでかける場合、いずれも、お兄さんか、貴方が付き添われた方がいいと思います。

診断書もできたら、コピーして送って頂けませんか。

(返答者・織田)

< R e : 相談 5 >

兄に連絡しました。会報に記載するとのこと、別に構いませんのでよろしく願いしますとのことです。国会議員の方にはお願いしてあるとのことでした。度々ご配慮いただき、ありがとうございます。

それから審査請求書ですが、〇〇日にE労働局より受理したとの連絡があったそうです。場合によってはE県に来てもらうようなこともあるかもとの話が母にあったようです。質問などをされるのでしょうか？

また何かありましたら教えていただけると幸いです。(相談者)